

平成31年度（令和元年度）

守谷市監査計画

平成31年4月

守谷市監査委員

平成31年度（令和元年度）守谷市監査計画

1 監査委員の役割

国が示した「働き方改革」と「女性活躍社会」を目指した「新しい経済政策」が推進され、また、外国人の研修労働者の受け入れ等、国難ともいべき少子・高齢化社会という最大の壁に立ち向かおうとしている。

今日の地方自治体においては、引き続き超高齢化社会への対応や地方分権による地域主権の推進、市民の行政への依存の増大や市民ニーズの多様化など様々な状況の変化への対応が求められている。

市の財政状況に目を移してみると、市の財政は依然として厳しい中で、いわゆる「ふるさと納税」制度の創意工夫により、寄附額が予想以上に増えてきている一方で、国はふるさと納税の規制を進めている。また、依然として子育て支援、障がい者支援、高齢者支援、教育施設の整備、防災対策、公共施設の維持補修など膨大な費用を伴う、広範な課題を抱えているところである。

このような状況の中、限られた財源をいかした重点的、効率的な市政運営が求められており、行政運営の透明性やコスト意識の向上等を図りながら、事業の見直しを行っていく必要がある。

監査委員は、法令により、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査し、必要に応じて市の事務の執行について監査することができる。そして、その結果を議会及び市長等に報告し、これを公表するなど、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資することをもって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものである。

2 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営の確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保証を期するものとする。

3 監査等の種別

〔1〕 監 査

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

平成31年度（令和元年度）の市における事務及び事業の執行全般を対象に実施する監査として、事務や事業が法令等に則して適正に行われているかという観点のもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も重視し、実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第1項及び第2項）

行政監査は、監査委員が必要であると認めるときに、一般行政事務を幅広く監査するものである。本市では事務の合理化、効率化などを図るため、全ての事務事業を対象として定期監査と一体的、総合的に実施する。

(3) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

随時監査は、監査委員が必要であると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

随時監査として行う工事監査の実施に当たっては、主な普通建設事業の中から抽出し、監査委員の会議で決定後、工事事務及び施工が適正に行われているかについて監査する。

なお、専門的な技術面の監査については、外部の監査技術士に委託し、アドバイスを受けながら工事監査内容の充実を図ることとする。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第1項及び第7項）

各団体が出資等の目的に沿って、事業を適正かつ効率的に執行しているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。また、当該団体の所管部課を対象に、団体に対して効率的な運営等、適切な指導監督を行っているか監査する。

監査の実施基準は、次のとおりとする。ただし、監査委員が必要と認める場合は、この基準によらず監査を行うものとする。

監 査 の 実 施 基 準 表

区 分	対 象
補助金等交付団体	守谷市が独自で補助金等を交付している団体とし、必要に応じて実施する。
指定管理者	公の施設の指定管理者の中から、必要に応じて実施する。

※ 地方自治法第199条第7項及び第244条の2による。

(6) 住民等の請求による監査（地方自治法第242条）

住民等の請求に応じて実施する。

(7) 指定金融機関監査等（地方自治法第235条の2第2項）

指定金融機関の公金の収納・支払事務については、会計管理者が、業務に係る公金の収納、支払の事務及び公金の預金の状況について、適正な事務処理が行われているかを検査しなければならないことになっており、監査委員はこれら検査結果の報告を求めることができる。

また、出納取扱金融機関については、水道事業及び下水道事業の管理者が、業務に係る公金の収納、支払事務及び公金の預金の状況について、適正な事務処理が行われているかを検査しなければならないことになっており、監査委員はこれら検査結果の報告を求めることができる。

以上のことから、通常は、金融機関の検査結果報告書を吟味し、特に必要があると認められるときを除き、監査委員が行う監査は実施しないものとする。

(8) 上記以外の監査等

市長からの監査請求に基づく、職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項）、議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）及び住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）については、その都度実施する。

[2] 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。また、工事・業務委託等の契約等の監査については、例月検査として実施する。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

一般会計、特別会計及び地方公営企業会計については、各会計の決算及び関係書類の金額等数値が関係法令等に則して、適正かつ正確に執行されているか、事業は効率的・効果的に執行されているか、会計の健全性が図られているかを中心として審査を実施する。

(3) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の金額及び関係する係数の正確性を検証し、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

(4) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定は適正に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記した書類が適正に作成されているかについて審査する。

4 監査・検査等の実施

(1) 各監査等の実施については、下記の「各監査等の実施期間表」及び別に定める「平成31年度（令和元年度）監査実施年間計画表」「平成31年度（令和元年度）監査実施年間詳細計画表」により実施する。

各 監 査 等 の 実 施 期 間 表

監査等の名称	実施期間
定期監査	令和元年10月下旬から 令和2年2月下旬まで
随時監査（工事監査）	未定 （1千万円以上契約は例月時実施）
財政援助団体等監査	令和元年10月中旬
例月出納検査 （工事・業務委託契約を含む）	毎月下旬

決算審査 基金運用状況審査	令和元年 7 月下旬から 令和元年 8 月中旬まで
健全化判断比率審査 資金不足比率審査	令和元年 7 月下旬から 令和元年 8 月中旬まで

(2) 監査委員は、監査等を行うときは、監査等を実施する14日前までに監査対象課に対して必要事項を通知するものとする。

(3) 監査対象課は、監査委員が指示した調書及び資料を、指定された期日までに作成し、監査委員に提出するものとする。

5 監査等の報告・公表

(1) 監査委員は、原則として監査等の終了後に講評を行い、その後、法令等の規定に基づき、監査等の結果に関する報告を決定し、議会、市長及び関係機関の長に提出し、かつ、これを公表するものとする。

(2) 監査委員は、監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項の規定により監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

6 その他

各監査を実施するための予備知識習得と現在実施されている事業についての内容と実施状況把握のために行う視察等については、随時関係部署と連絡・調整の上、行うものとする。

平成31年度（令和元年度）は、地方創生及び女性活躍推進等の状況、地域福祉及び地域福祉活動計画の進捗状況、教育施設整備や情報教育対応等の状況などについて、担当課や担当職員から状況の説明を受けるとともに、現地への視察等を行い、現状把握に努めていくこととする。

平成31年度（令和元年度） 守谷市監査実施年間計画表

監査の種別／月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
定期監査							○	○	○	○	○		全ての部課を対象として現年度を中心に実施予定
随時監査（工事監査）	随 時												技術監査支援（委託）
財政援助団体等監査 （補助金等交付団体及び その担当課）							○						未定
財政援助団体等監査 （指定管理者及びその担 当課）							○						未定
例月出納検査 （工事契約等を含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月下旬の2日間
決算審査 基金運用審査				○	○								一般会計・特別会計 地方公営企業会計 （上水道事業・公共 下水道事業）
健全化判断比率審査 資金不足比率審査				○	○								一般会計・特別会計 地方公営企業会計 （上水道事業・公共 下水道事業）
その他の監査等	随 時												

平成31年度（令和元年度） 監査実施年間詳細計画表〔前期〕

年 月	例月出納検査（一般会計・特別会計）	例月出納検査（企業会計・農集排特別会計）	定期・決算・財政援助団体等監査及び行事
平成31年 4月	25日（木）10：00～ ・平成30年度3月分例月現金出納検査 ・平成31年3月分工事契約等	26日（金）10：00～ ・平成30年度3月分例月現金出納検査 ・平成31年3月分工事契約等	
令和元年 5月	28日（火）10：00～ ・平成30年度・平成31年度4月分例月現金出納検査 ・平成31年4月分工事契約等	29日（水）10：00～ ・平成30年度・平成31年度4月分例月現金出納検査 ・平成31年4月分工事契約等	
6月	25日（火）10：00～ ・平成30年度・令和元年度5月分例月現金出納検査 ・令和元年5月分工事契約等	26日（水）10：00～ ・平成30年度・令和元年度5月分例月現金出納検査 ・令和元年5月分工事契約等	・工事監査協議（工事・日程等） ・財政援助団体等監査協議（団体・日程等） ・定期監査協議（日程等）
7月	25日（木）10：00～ ・令和元年度6月分例月現金出納検査 ・令和元年6月分工事契約等	26日（金）10：00～ ・令和元年度6月分例月現金出納検査 ・令和元年6月分工事契約等	5日（金） 茨城県都市監査委員会定期総会・研修会 （水戸市 ホテルレイクビュー水戸） 29日（月） 10：00～ 普通会計決算審査 13：30～ 地方公営企業等決算審査
8月	26日（月）10：00～ ・令和元年度7月分現金出納検査 ・令和元年7月分工事契約等	27日（火）10：00～ ・令和元年度7月分現金出納検査 ・令和元年7月分工事契約等	1日（木） 関東都市監査委員会定期総会・研修会 （宇都宮市 宇都宮グランドホテル） 8日（木）10：00～ ・決算意見書協議 29日（木）～30日（金） 全国都市監査委員会総会・研修会 （長野市 ホクト文化ホール）
9月	26日（木）10：00～ ・令和元年度8月分現金出納検査 ・令和元年8月分工事契約等	27日（金）10：00～ ・令和元年度8月分現金出納検査 ・令和元年8月分工事契約等	・9月定例月議会（決算意見書議会報告） ・定期監査実施協議

平成31年度（令和元年度） 監査実施年間詳細計画表〔後 期〕

年 月	例月出納検査（一般会計・特別会計）	例月出納検査（企業会計・農集排特別会計）	定期・決算・財政援助団体等監査及び行事
令和元年 10月	29日（火）10：00～ ・令和元年度9月分例月現金出納検査 ・令和元年9月分工事契約等	30日（水）10：00～ ・令和元年度9月分例月現金出納検査 ・令和元年9月分工事契約等	18日（金）10：00～ ・財政援助団体等監査 31日（木）10：00～ ・定期監査
11月	26日（火）10：00～ ・令和元年度10月分例月現金出納検査 ・令和元年10月分工事契約等	27日（水）10：00～ ・令和元年度10月分例月現金出納検査 ・令和元年10月分工事契約等	28日（木）10：00～ ・定期監査
12月	24日（火）10：00～ ・令和元年度11月分例月現金出納検査 ・令和元年11月分工事契約等	25日（水）10：00～ ・令和元年度11月分例現金月出納検査 ・令和元年11月分工事契約等	26日（木）10：00～ ・定期監査
令和2年 1月	28日（火）10：00～ ・令和元年度12月分例月現金出納検査 ・令和元年12月分工事契約等	29日（火）10：00～ ・令和元年度12月分例月現金出納検査 ・令和元年12月分工事契約等	30日（木）10：00～ ・定期監査
2月	25日（火）10：00～ ・令和元年度（令和2年）1月分例月現金出納検査 ・令和2年1月分工事契約等	26日（水）10：00～ ・令和元年度（令和2年）1月分例月現金出納検査 ・令和2年1月分工事契約等	27日（木）10：00～ ・定期監査
3月	25日（水）10：00～ ・令和元年度（令和2年）2月分例月現金出納検査 ・令和2年2月分工事契約等	26日（木）10：00～ ・令和元年度（令和2年）2月分例月現金出納検査 ・令和2年2月分工事契約等	27日（金）10：00～ ・定期監査報告書策定協議 ・令和2年度諸計画打合せ